

採択者説明会資料

ーNEDOの知財マネジメント及びデータマネジメントについてー

[知財マネジメント基本方針10版及び11版・データマネジメント基本方針2版及び3版での公募案件]

- 経済産業省の予算により、経済産業省又は経済産業省所管の独立行政法人が委託する技術に関する研究開発については、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれ運用ガイドラインが定められています。

- 経済産業省における各運用ガイドライン策定の背景等の詳細は下記をご覧ください。

[経済産業省ホームページ]

- ・「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuideline.html

- ・「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html



- NEDOが実施する委託研究開発プロジェクトについても、上記経済産業省の各運用ガイドラインに従って、知財マネジメントとデータマネジメントに関して、それぞれNEDOプロジェクトにおける基本方針を定めております。

● NEDOにおける各基本方針の詳細は、公募時に提示されたものをご覧ください。

以下は、NEDOホームページに掲載している最新版となります。

- ・NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00002.html

- ・「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針 第11版」

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

- ・NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

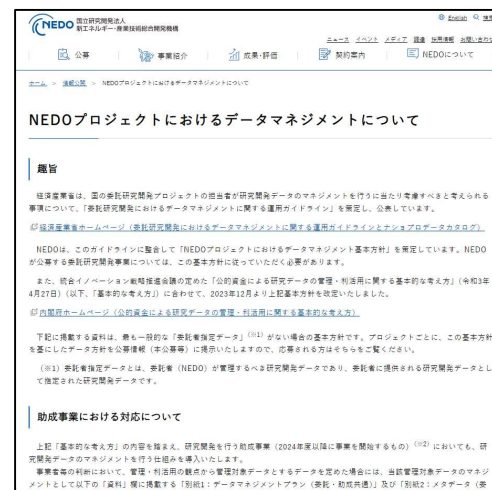
https://www.nedo.go.jp/jyouhoukukai/other_CA_00003.html

- ・「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針 第3版」

(「委託者指定データ」がない場合)

<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>

※知財方針11版、データ方針3版ともに、2024年7月の組織改編に伴う組織名等の微修正であり、規定されている内容については、改定前の知財方針10版、データ方針2版からの変更はありません。



- 複数の事業者が参加するプロジェクトでは、プロジェクト内での知財、研究開発データの管理や必要に応じて共有化することが重要です。また、第三者に利活用させることの検討も重要となります。
- そこで、知財マネジメントとデータマネジメントを実施するにあたり、プロジェクト参加者の皆さんへ、以下の各項目の実施についてお願いさせていただきます。次ページ以降で各内容の説明をいたします。

実施項目

1. 知財及びデータ合意書の作成
2. 知財及びデータのマネジメント実施体制（知財運営委員会）の整備
3. データマネジメントプランの作成・提出
4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告
5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告
6. 取得データのメタデータ（索引情報）の作成・提出

実施時期

- 採択後～契約締結前(原則)
- 採択後～契約締結前(推奨)
- 採択後～契約締結前(推奨)
- プロジェクト開始後速やかに(推奨)
- プロジェクト実施中適時
- プロジェクト終了時ごろ

■ 1. 知財及びデータ合意書の作成 [採択後～契約締結前(原則)]

- ① **各研究テーマに対する**、事業者、再委託先、共同実施先の全参加者（注1）で、知財及びデータの取扱いについて合意してください。
- ② NEDOとの契約締結までに、**合意書(案:署名又は押印前)を策定してNEDOに送付し、NEDOの確認を受けてください。**

・合意書(案)の作成には、下記の雛形（注2）を利用してください。

・雛形_知財及びデータ合意書_2024年11月版（注3）

<https://www.nedo.go.jp/content/100960996.docx>

注1:再委託先、共同実施先が無く、プロジェクト参加者が、NEDOからの直接の受託者1者のみである場合は、上記①、②の対応は不要です。

また、原則として、プロジェクトの各研究テーマに対するプロジェクト参加者全員で締結することとして、ご確認ください。ただし、研究テーマ内の参加者が多い場合や、研究テーマで担当する研究開発項目が多岐にわたる場合などにおいては、プロジェクトの実状に応じて、プロジェクト参加者間で合意の上、締結範囲を適宜変更(プロジェクトの研究テーマの全参加者ではなく、プロジェクトの研究テーマ内の研究開発項目ごとの参加者とするなど)して設定することでも問題ありません。

その際はN E D Oにご相談ください。

・知財及びデータに関するQ&A（2024年11月版）（知財のQ&A No.6参照）

<https://www.nedo.go.jp/content/100981335.pdf>

注2:知財合意書、または、データ知財合意書の各単独版の雛形が必要な場合は、以下のリンク先よりご利用ください。

・雛形_知財合意書(単独型)_2024年11月版 <https://www.nedo.go.jp/content/100981330.docx>

・雛形_データ合意書(単独型)_2024年11月版 <https://www.nedo.go.jp/content/100981332.docx>

注3:本更新版の雛形は、2023年6月1日以降に公募を実施するものから利用して頂くものとしますが、それ以前の公募案件に利用して頂くことも可能です。また、知財方針第11版及び第10版での変更はありません。

(参考)

2023年4月、経済産業省は、知的財産と研究開発データの取扱いとが併せて検討されている実務を踏まえ、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」の別添としていた「知財合意書の作成例及び解説」と、「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」の別添としていた「データ合意書の作成例及び解説」とを一体とした「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」を策定し、公表しました。

この経済産業省の改訂に伴い、本雛形を改訂しています。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

※本合意書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「NEDO」という。）の雛形として提供されるものです。（最終改訂:2024年11月）

※合意する内容は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（以下、「知財ガイドライン」という。）及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」並びに、NEDOが公開時に提示する知財マネジメント及びデータマネジメントについての各基本方針の内容・趣旨との範囲が生じない範囲で、プロジェクト参加者間の合意に基づいて修正（例えば、第10条を「知財ガイドライン」の別添「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」の【例1】のように、バックグラウンドIPとフォアグラウンドIPとを分けて規定）することも可能です。

※また、原則としてプロジェクトの各研究テーマに対するプロジェクト参加者全員での締結を検討ください。ただし、参加者が多い場合や、研究テーマで担当する研究開発項目が多岐にわたる場合などにおいては、プロジェクトの実状に応じて、プロジェクト参加者間で合意の上、締結範囲を適宜変更(プロジェクトの研究テーマの全参加者ではなく、プロジェクトの研究テーマ内の研究開発項目ごとの参加者とするなど)して設定することでも問題ありません。その際はNEDOにご相談ください。

※いずれにしても「知財ガイドライン」の別添「知財及びデータ合意書の作成例及び解説」も参照しつつ、将来の事業化に際して研究開発成果の活用を全期に、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。（その際、このテキストボックスは削除。）

〇〇プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）
「知財及びデータの取扱いについての合意書」

（目的）
第1条 〇〇本合意書は、「〇〇プロジェクト／（研究開発テーマ名を記載）」（以下「本プロジェクト」という。）の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

（定義）
第2条 〇〇本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。
〇〇「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
〇〇 〇〇発明
〇〇 〇〇考案
〇〇 〇〇意匠の創作
〇〇 〇〇半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作
〇〇 〇〇特許法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
〇〇 〇〇著作物の創作
〇〇 〇〇技術情報のうち秘密することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出
〇〇 〇〇「発明者等」とは、発明等をした者をいう。
〇〇 〇〇「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
〇〇 〇〇特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位
〇〇 〇〇著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1条第2号までに規定する全ての権利を含む）及び外国における上記権利に相当する権利
〇〇 〇〇ノウハウを使用する権利

■ 2. 知財及びデータのマネジメント実施体制（知財運営委員会）の整備 [採択後～契約締結前(推奨)]

①知財及びデータに関する知財運営委員会を整備し、知財運営委員会運営規則を作成してください。（注4）

- ・技術委員会や連絡会等を作る場合は、そこに、知財運営委員会の機能を兼ねても構いません。
- ・知財運営委員会運営規則の作成（注5）には、下記の雛形を利用してください。

・雛形_知財運営委員会運営規則(知財&データ)_2024年11月版（注6）

<https://www.nedo.go.jp/content/100960997.docx>

注4:再委託先、共同実施先が無く、プロジェクト参加者が、NEDOからの直接の受託者1者のみである場合は、上記①の対応は不要です。

注5:運営規則の送付は必須ではありませんが、合意書(案)とあわせて送付頂くことでも構いませんので、作成については、合意書(案)の作成と並行して実施して頂くことをおすすめします。

注6:知財方針第11版及び第10版での変更はありません。また、知財合意書、データ合意書の各単独版に対応した各運営規則の雛形は、以下のリンク先よりご利用ください。

・雛形_委員会運営規則(知財単独)_2024年11月版

<https://www.nedo.go.jp/content/100981331.docx>

・雛形_委員会運営規則(データ単独)_2024年11月版

<https://www.nedo.go.jp/content/100981333.docx>

・本運営規則は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、雛形内の記載も含めて「NEDO」という。）の雛形として提示するものです。
・別途提示している「知財及びデータの取り扱いについての合意書」（以下、雛形内の記載も含めて「知財及びデータ合意書」という。）の雛形の本文番号を記載していますが、プロジェクト参加者間の合意に基づいて作成される「知財及びデータ合意書」に基づき、内容を検討頂き、適宜修正してご利用ください。（その際、このテキストボックスは削除。）

〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇

知財運営委員会運営規則

20〇〇年〇〇月〇〇日

（適用範囲）

第1条 この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト/〇〇〇〇」の知財及びデータ合意書第3条第1項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

2 本規則に掲げる用語の定義は、知財及びデータ合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

（知財運営委員会の構成等）

第2条 知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、研究開発責任者を委員長とする。

2 研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。

一 研究開発従事者

二 知財部門在籍者又は知財関係者

三 その他、判断の内容に応じて適切な者

3 委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

（意見の聴取）

第3条 委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くことができる。

一 本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者

二 知財又はデータに関する専門家

三 前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

（知財運営委員会の開催）

第4条 委員長は、知財及びデータ合意書第3条第4項にある取扱い方針を定めるための知財運営委員会を本プロジェクトの開始後、速やかに開催する。

2 委員長は、知財及びデータ合意書第5条の適用による成果の第三者への開示の届出がなされたときは、当該届出の翌日から〇営業日以内に知財運営委員会を開催する。

3 委員長は、知財及びデータ合意書第6条第1項の適用による発明者等及び発明等の成果の内容の届出がなされたときは、知財及びデータ合意書第6条第2項にある当該発明等の成果の取扱いを決定す

■ 4. 研究開発成果の取扱い方針の作成、報告 [プロジェクト開始後速やかに(推奨)]

①プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の**取扱い方針**（注7）を作成し、作成後速やかに、当該取扱い方針をNEDOに報告してください。（原則、第1回目の知財運営委員会（注8）にて、審議決定し、様式に従い報告ください。取扱い方針を変更した際は、再提出してください。）

・**取扱い方針**の作成、報告には、下記の様式を利用し、事業者(再委託先や共同実施先も含む)ごとに提出（注9）してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

・**取扱い方針**のNEDOへの提出は、**NEDOのプロジェクト担当者まで、メール、または、PMSの情報共有機能(Fleekdrive)を利用して、送付**ください。

注7：この取扱い方針の作成と、取扱い及びその判断理由の報告（次頁参照）は、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に令和4年3月改訂時に、追加されたものです。本改訂目的は、「オープン・クローズ戦略に則り、研究開発成果の秘匿化・権利化・公表等の取扱いが適切に行われることを促すため」です。

注8：知財運営委員会が設置されない場合(再委託・共同実施先が無く、プロジェクト参加者が1者のみ)には、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注9：事業者（再委託先や 共同実施先も含む）ごとに締結した契約管理番号(PMS利用者)単位での提出をお願いいたします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る、
研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、
業務委託契約第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針（注1）

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。
○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。
□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由（注2）

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設定	秘匿化	◆の設定は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号 : ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。
・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

■ 5. 研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告 [プロジェクト実施中適時]

①プロジェクトで創出された各研究開発成果の取扱い及びその判断理由に関する知財運営委員会（注10）での審議結果について、審議後速やかに、N E D Oに報告してください。

- ・研究開発成果の取扱い及びその判断理由の報告には、4の報告と同一の下記の様式を利用して、事業者（再委託先や共同実施先も含む）ごとに提出（注11）してください。

・様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

- ・研究開発成果の取扱い及びその判断理由のNEDOへの提出は、4の報告と同様に**NEDOのプロジェクト担当者まで、メール、または、PMSの情報共有機能(Fleekdrive)を利用して、送付**ください。

- ・報告にあたっては、先に報告済みの項目1の「プロジェクト…取扱い方針」を記載した上で、項目2の「各研究開発成果についての…その判断理由」を記載してください。

注10：知財運営委員会が設置されない場合（再委託・共同実施先が無く、プロジェクト参加者が1者のみ）には、事業者が上記様式を利用して報告書を作成し、作成後速やかに、NEDOに提出してください。

注11：事業者（再委託先や 共同実施先も含む）ごとに締結した契約管理番号（P M S利用者）単位での提出をお願いします。

20 年 月 日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
名 称
氏 名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約第28条の3の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針（注1）

例)

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。

○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。

□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

2. 各研究開発成果についての権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由（注2）

No.	成果名	成果概要	取扱い	取扱いとした判断理由	備考
例1	●●技術	▲▲装置の●●技術	権利化	▲▲装置の●●技術は、1.で示すよう、権利化する方針のため	特許、米、中、欧
例2	○○製造技術	○○を製造するための◆の設定	秘匿化	◆の設定は、重要な条件であるため	5年、PJ参加者限り
3					

契約管理番号 : ○○○○○○○○-○

(注1) ・知財運営委員会が設置されている場合、原則第1回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の1回目の提出時に記載すること。
 ・本様式の2回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

- 契約締結までに行って頂きたいこと
- プロジェクト終了までに行って頂きたいこと

● 契約締結までに行って頂きたいこと

- ・「**知財及びデータ合意書**」（案：署名前又は記名押印前）を作成し、NEDOに送付して、確認を受ける。（P5参照）
- ・「**DMP**」を作成し、NEDOに送付する。（P7参照）

● 契約後からプロジェクト終了までに行って頂きたいこと

- ・知財運営委員会を整備し、「**知財運営委員会運営規則**」を作成。（P6参照）
- ・「**取扱い方針**」を作成し、作成後速やかに、当該「**取扱い方針**」をNEDOに報告。（P8参照）
- ・「**各研究開発成果の取扱い及びその判断理由**」について、速やかにNEDOに報告。（P9参照）
- ・「プロジェクト外公開可能なデータ」を取得された場合は、どのようなデータであるかを示す「**メタデータ**」（索引情報）を作成し、NEDOに提出する。（P10参照）

【参考情報】

● 特許出願非公開制度への対応について

- ・NEDOプロジェクトの研究開発成果について、特許出願を実施される場合には、以下の点をご留意ください。
- ・外国出願制限（第一国出願義務）について。（P16参照）
- ・開示禁止義務、実施制限について。（P17参照）
- ・適正管理措置について。（P18参照）
- ・NEDO事業における対応必須事項（書類提出不可条件など）について。（P19-26参照）
- ・NEDOへの報告対応について。（P27-31参照）
- ・知財運営委員会での報告対応について。（P32参照）

● ルール形成・標準化について（P35参照）

【参考情報】

- ・特許出願の非公開制度の概要
- ・NEDO事業における対応

※以後の内容は、2024年2月にNEDOが開催した「特許出願の非公開制度の概要とNEDO事業における対応について」の説明会資料を抜粋したものになります。

※このうち特許出願非公開制度の概要に関する部分(P8-13)については、内閣府・特許庁の公表する資料に基づきNEDOが説明のために独自に整理をしたものです。同制度自体について、ご不明な点がある場合は必ず内閣府・特許庁の公表している資料で詳細をご確認ください。

※NEDO事業における対応に関する部分(P14-27)については、概要の説明としております。

詳細は、「特許出願非公開制度へのNEDO事業（委託及び助成）における対応」

(https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/ZZNA_100094.html) をご確認ください。

NEW:特許庁より特許出願非公開制度の解説漫画が公開(2024/9/30)されましたので、あわせてご参照ください。

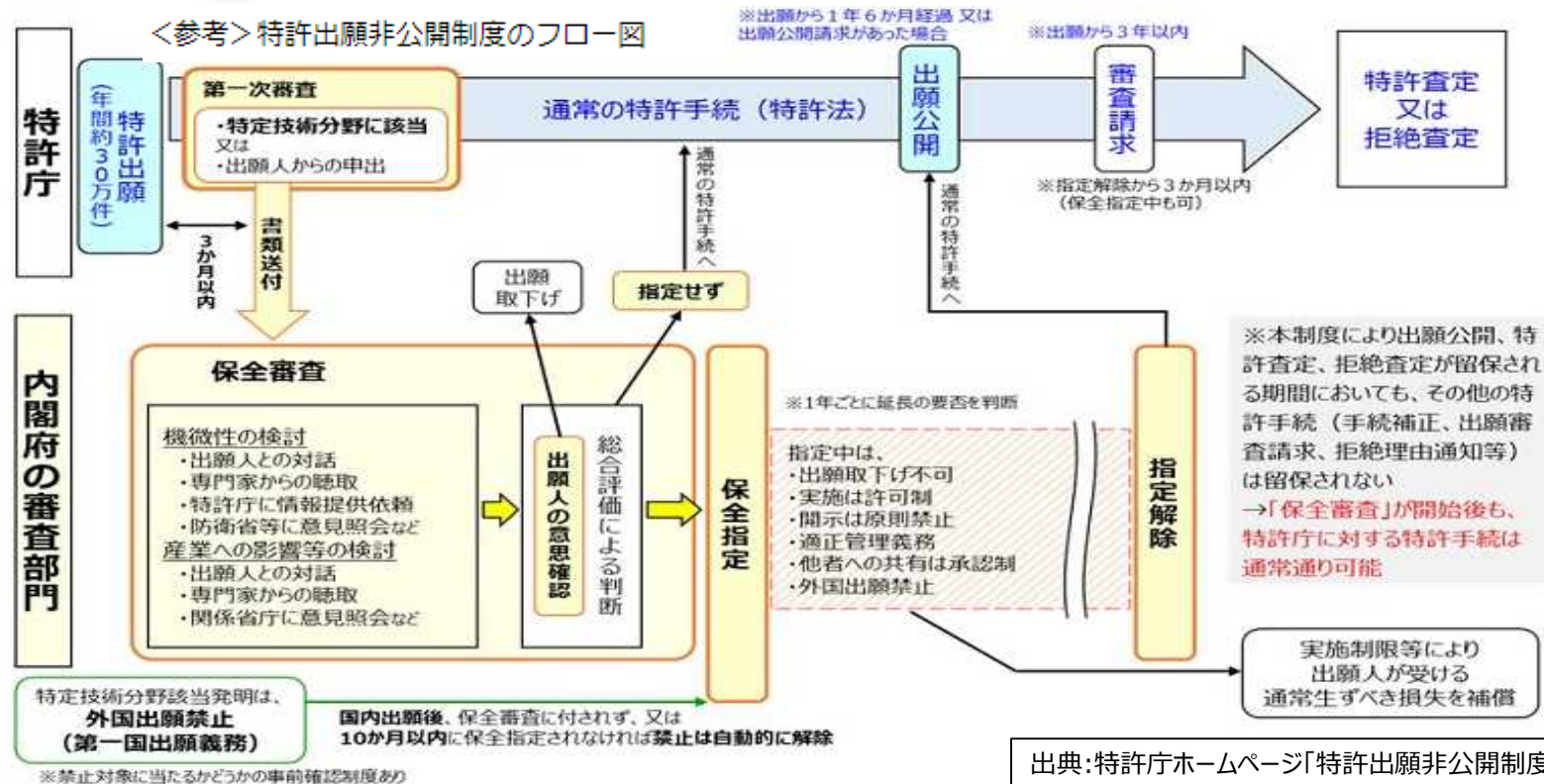
「特許出願非公開制度の解説漫画について」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html

①特許出願非公開制度(保全指定プロセス)

【保全指定プロセス】

- 全ての特許出願について、技術分野によるスクリーニング（第一次審査：特許庁）
- 内閣府に送付されたものを対象に保全審査（第二次審査）
- 保全審査の初期の段階から特許出願人と意思疎通が行われる
- 保全指定をしようとする場合、特許出願人に対して保全対象発明となり得る発明の内容が通知され、特許出願を維持するか取り下げるかの意思確認が行われる
- 特許出願を維持する場合、最終判断のため、情報の管理状況等を内閣府に提出



出典:特許庁ホームページ「特許出願非公開制度について」

①特許出願非公開制度(「法」との対応関係)

1. 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）【第66条】

- 特許庁は、公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術分野（※）に属する発明が記載されている特許出願を、内閣府に送付（出願から3月以内）

※「特定技術分野」：核技術、先進武器技術等の中から下記2. ①②の観点を踏まえて絞り込んだもの（次ページ参照）

- 第一次・第二次審査中及び保全指定中は、出願公開及び特許査定、拒絶査定を留保

2. 保全審査（第二次審査）【第67条】

- 「保全審査」（＝発明の情報を保全することが適当と認められるかの審査）における考慮要素
 - ① 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度
 - ② 発明を非公開とした場合に産業の発達に及ぼす影響 等
- 保全指定をする前に通知を発出し、出願人に対し、特許出願を維持するか意思確認を実施

3. 保全指定【第70条】

- 「保全対象発明」を指定、出願人に通知
- ※ 指定の期間：1年以内。以後、1年ごとに延長の要否を判断
 - 保全指定がされると、以下の各条項に基づく対応が必要となります
 - 発明の実施の許可制【第73条】
 - 発明情報の適正管理義務【第75条】
 - 発明内容の開示の原則禁止【第74条】
 - 外国への出願の禁止【第78条】 など

②特定技術分野

特定技術分野の概要

- **特定技術分野**：(1)～(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従い規定。＜令第12条第1項各号＞
（国際特許分類についてはp.4以降を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれ得る分野※】

- | | | |
|--|-------------------------------------|----------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (2) 武器等に関する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航走体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |

- ・ 民生品であっても「特定技術分野」に該当し得る分野のため注意が必要
- ・ 「付加要件」が満たされる場合のみ保全審査へ
- ・ NEDOの委託事業は「付加要件」を満たす（「日本版バイドール制度」の対象であるため）

(10)～(19):保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術分野 <令第12条第2項> → 付加要件を適用

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術が含まれ得る分野※】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組成物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理等に関する技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

- ①防衛・軍事：防衛又は軍事の用に供するための技術
- ②国・国研：国又は国研による特許出願
- ③国の委託：日本版バイドール制度適用等

※ 上記(1)～(19)、(20)～(25)について、主にどちらの考え方に着目して選定したものであるかを記載。

上図は「特定技術分野及び付加要件の概要」（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf）より引用

③外国出願制限（第一国出願義務）

- 日本でした特定技術分野に属する発明については、まず日本に出願しなければならないこととする第一国出願義務が課せられる

【第78条】（抜粋）

1 何人も、日本国内でした発明であって公になっていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。・・・）をしてはならない。（以下、略）

【要点】

- 最終的に**保全指定される（出願公開が留保される）**か否かに関わらず**外国出願の禁止は発生し得る**
- 出願後**3月以内**：（※一般的な場合）
 特定技術分野に該当しない→**通知等なし＝外国出願可能**
 特定技術分野に該当→**保全審査の開始の通知＝外国出願禁止**
 （保全審査の結果、保全不要となれば外国出願可能）
- 通常の出願とは別に、特許庁に対して、外国出願が禁止されるものか否かの**確認を求めることができる**
 （通常の出願前に限る）
 【第79条】（抜粋）
 1 第六十六条第一項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができる。
- 違反した場合、出願の却下（第78条第5項、第7項）や罰則（第94条第1項）

④開示禁止義務、実施制限

【開示禁止義務】

■ 保全対象発明の内容を知る者等は、原則、当該内容を開示することが禁止される

【第74条】（抜粋）

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならない。

【実施制限】

■ 出願人等は、原則、当該発明の実施が禁止される

■ 内閣府の許可を得れば実施可能

■ 実施許可が得られないこと等により損失が生じた場合、損失補償を請求できる

【第73条】（抜粋）

1 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施（特許法第二条第三項に規定する実施をいう。以下この章及び第九十二条第一項第六号において同じ。）をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

【要点】

- 違反した場合、出願の却下（第74条第2項）や罰則（第92条第1項第8号）

⑤適正管理措置

【適正管理措置】

- 特許出願が保全指定されて、保全対象発明が指定されると、当該保全対象発明の内容について厳格な情報管理等のための「適正管理措置」を実施する必要がある
- 保全対象発明情報の取扱いが認められた事業者（NEDOや、NEDOプロジェクトにおける他の事業者が該当し得る）に同様の措置を講じさせる必要がある

【第75条】（抜粋）

1 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者（以下この章において「発明共有事業者」という。）をして、その措置を講じさせなければならない。

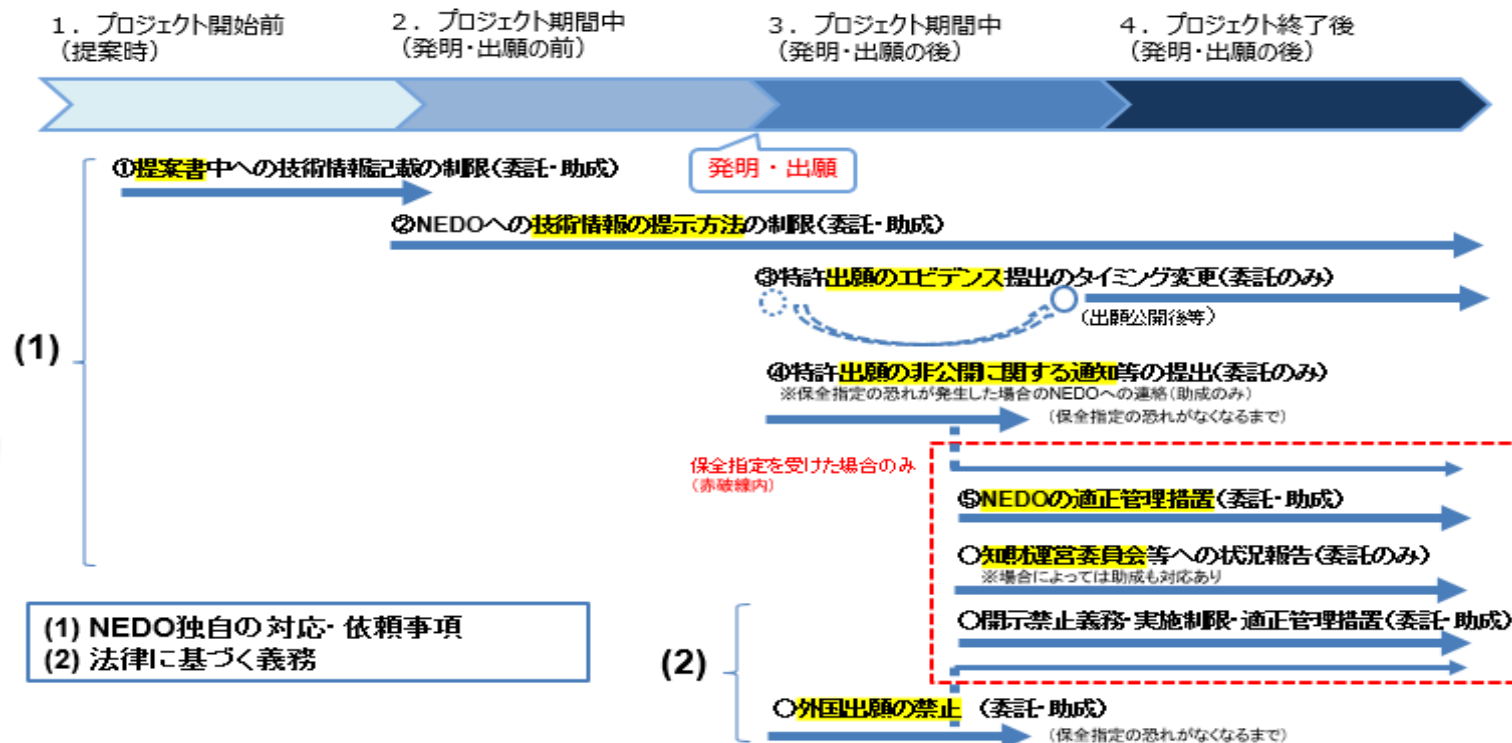
【要点】

- 適正管理措置として、「組織的管理措置」「人的管理措置」「物理的管理措置」及び「技術的管理措置」がある
- 適正管理措置の具体的な内容については、「特許出願の非公開に関する適正管理措置に関するガイドライン」を参照

(https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_tekisei_guideline.pdf)

① NEDO事業における対応の全体像 【委託・助成】

- NEDO事業における本制度への対応ポイントは、特許出願をしないNEDOが発明共有事業者として重大な情報管理負荷を負う可能性を下げ、(1)保全指定される可能性がある技術情報をNEDO内に流入しないよう事業者に徹底する、(2)事業者が特許出願した際は、「法」の要求事項を適切に実施するよう事業者に促す、その上で、(3)保全指定された発明が発生した場合には、NEDO・事業者ともに「法」の要求する情報の適正管理措置を適切に実施する、という点にあります。
- この(1)～(3)の具体的な対応としては、下図に示した[①～⑤]保全指定される可能性がある技術情報をNEDO内に保持しないための措置、[④]出願の状況を把握するための措置、[⑤]NEDOにおける情報の適正管理措置、及び、その他事業者による対応が挙げられます。



②応募時の対応【委託・助成】

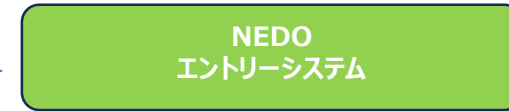
- N E D O 事業の公募に対する提案書・その他提出資料の中に書類提出不可条件に該当する技術情報が含まれないようにする
 - ＜書類提出不可条件＞ ※この判断の仕方は後述の「④提出不可条件」を参照
 - 保全対象発明の内容
 - 今後（出願済 or 出願予定で）保全指定される可能性のある技術情報の詳細
- 提案書に該当する技術情報が含まれない旨を記載
- 応募にあたり、N E D O に該当する技術情報を説明したい場合、提案書にその旨記載
- 詳しくは、公募要領策定マニュアルを参照（P48:「(21) b.同制度に伴うN E D O への技術情報の提示についての留意点」）



応募者



提案書・その他提出資料



NEDO
エントリーシステム

【事業者は以下を記載】

- 本提案書及びその他提出資料中には、保全対象発明の内容、特許庁における第一次審査又は内閣府における保全審査中であって特定技術分野と関係し得る特許出願の詳細な技術情報、及び、出願予定の技術情報であって特定技術分野と関係し得る詳細な技術情報については記載されていません。
- （必要であれば）対象となる技術内容について別途説明を希望

つまり、例えば…

- ・ 特許出願 **非公開制度の開始前に出願した** 特許の詳細
- ・ **出願から3月以上** 経ち非公開に関する通知をもらっていない出願の詳細
- ・ **出願予定がないもの**の詳細
- ・ 技術分野が「**特定技術分野**」（後述）に該当しない技術情報の詳細

⇒これまでどおり記載してOK

推進部

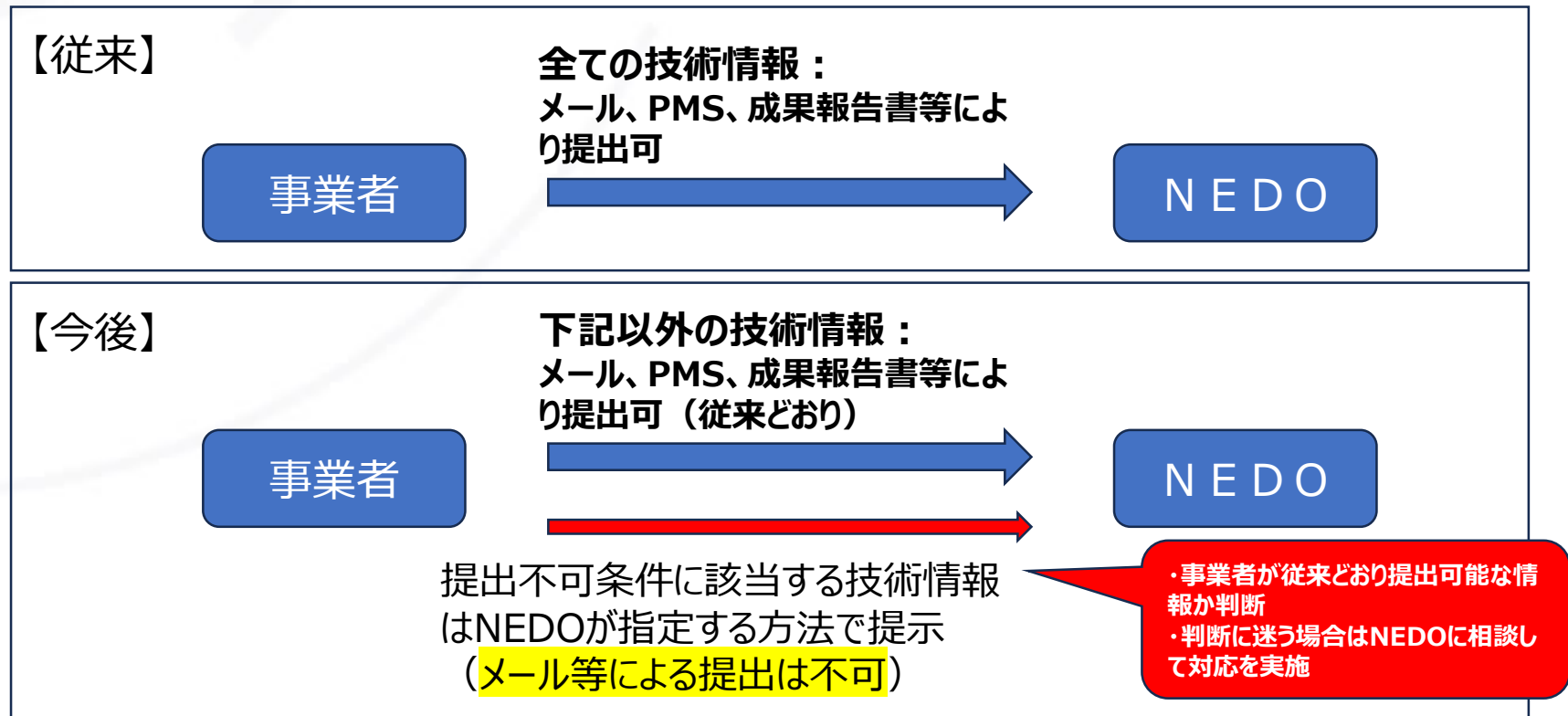
＜具体的な対応例＞

- ヒアリング審査（面接審査）を行う際に提案者よりあわせて説明を行う
（提案者自身のPCを使ってプレゼンを行う場合にはプレゼン資料に含めることは可だが、NEDOのPCを使う場合は、提案者が別途紙媒体で配布し説明後、回収いただく）
- 書面審査のみの場合、採択審査員が説明を求めた場合など、必要に応じて個別ヒアリングを実施
（ただし、ヒアリングを行う場合にも事前・事後にデータの提供は受けないこと）

・ 保全対象発明に関する技術情報の記載について、①事業者が要望された場合、②N E D O 側で必要として要求する場合の対応となります。

③NEDOへの技術情報の提示方法の制限の概要【委託・助成】

- 書類提出不可条件（後述）に該当する情報は原則N E D Oへの提出不可
- 書類提出不可条件に該当するか（従来どおり提出可能な情報か否か）は事業者が判断（必要に応じてN E D Oに相談）
- 書類提出不可条件に該当する情報についてプロジェクトマネジメントのためN E D Oが求める場合には、N E D Oが指定する方法により提示（紙による提示→紙を返却、現場視察による説明等）
- 2024年4月1日付けの約款・交付規程に基づく義務



④提出不可条件(1)【委託・助成】

以下は、NEDOに通常どおり提出可能か否かを判断するフローチャートになります。

ステップ 1 :

明らかに**特定技術分野に該当しない** (次スライド) * 1

No (対象分野に該当する or するかもしれない)

ステップ 2 a :

特許**出願する予定が全くない**情報

No (出願している or するかもしれない)

ステップ 2 b :

対象となる情報が特許出願済み、且つ、**保全指定の可能性がなくなった** (特許庁等の判断が済んでいる)

No (①出願前でどうなるか不明
②出願済みで保全指定されている or されるかもしれない)

ステップ 3 :

対象となる情報が出願時の**請求項※レベルの細かさ**でない

No (情報が請求項レベルで細かい)

OK

NEDOへ通常どおり提出/受領可
(PMS、メール等)

*1 助成事業の場合、「特定技術分野に該当するか否か」の考え方は委託事業の場合と相違。詳しくは後述の「⑤助成事業における特定技術分野の該当性」を参照。

各ステップでの判断に関して、それぞれの詳細な考え方は次スライドを参照

NG (「書類提出不可条件」該当)

NEDOへ書類として提出/受領不可
(PMS、メール等手段問わず)

※**NEDOの求めに応じて提示**

- ・現場での提示/閲覧
- ・紙での提示/閲覧→NEDOから返却

④提出不可条件(2)【委託・助成】

■ 原則、NEDOへの書類提出が禁止される詳細な技術情報の判断方法（各ステップ判断の詳細な考え方）

ステップ1

【明らかに特定技術分野に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 食品、衣料、バイオ、環境、創薬等、特定技術分野に関連する可能性がない技術分野の出願
- 一般的な製造、加工、材料等の技術に関する出願で、用途が特定技術分野でなく、明細書に特定技術分野に用いられ得る旨の記載がない or 記載する予定のないもの

ステップ2

【特許出願に関する技術情報であること（以下いずれかに合致する場合）】 （前ページでNGルートに残る具体例）

- ①保全指定中の特許出願に記載された保全対象発明に該当する技術情報
- ②特許庁で保全審査に付すか否か選定中の出願に記載された技術情報
- ③内閣府による保全審査中の出願に記載された技術情報
- ④特許出願する予定のある技術情報（つまり、これから保全審査・保全指定される可能性がある）

ステップ3

【詳細な技術情報であること】（前ページでNGとなる具体例）

- 発明の構成要件を全て開示する技術情報（特許出願の請求項レベルの記載）

【詳細な技術情報に該当しない例】（前ページでOKとなる具体例）

- 発明の内容を抽象化し、概要のみを伝える技術情報
- 発明の構成要件の一部のみを開示する技術情報
- 実験データが羅列されていて、発明の構成要件が把握できない技術情報
- 発明の構成要件がページ数の多い資料に分散的に記載され、統合して発明を認識することが困難な場合

⑤助成事業における特定技術分野の該当性 【助成】

- 助成事業においては基本的に「付加要件」を満たさず、デュアルユースの分野（１０）～（１９）に該当しても保全審査に送付されないため、前述の「④提出不可条件(1)」にあるステップ１における「特定技術分野」に該当する可能性は低い（＝「特定技術分野」の範囲が狭くなるため、通常どおり書類のやりとりをできる可能性が高くなる）。
- ただし、「日本版バイドール制度」以外の付加要件（①防衛又は軍事の用に供する発明、又は②国又は国立研究開発法人による特許出願）に該当する場合はこの限りではない。

特定技術分野の概要

- 特定技術分野：(1)～(25)の技術分野について、国際特許分類（又はこれに準じて細分化したもの）に従い規定。＜令第12条第1項各号＞
（国際特許分類についてはp.4以降を参照）

【我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術が含まれる分野※】

- | | | |
|--|-------------------------------------|----------|
| (1) 航空機等の偽装・隠ぺい技術 | (10) スクラムジェットエンジン等に関する技術 | 付加要件対象分野 |
| (2) 武器等に関係する無人航空機・自律制御等の技術 | (11) 固体燃料ロケットエンジンに関する技術 | |
| (3) 誘導武器等に関する技術 | (12) 潜水船に関する技術 | |
| (4) 発射体・飛翔体の弾道に関する技術 | (13) 無人水中航行体等に関する技術 | |
| (5) 電磁気式ランチャを用いた武器に関する技術 | (14) 音波を用いた位置測定等の技術であって潜水船等に関するもの | |
| (6) 例えばレーザー兵器、電磁パルス(EMP)弾のような新たな攻撃又は防御技術 | (15) 宇宙航行体の熱保護、再突入、結合・分離、隕石検知に関する技術 | |
| (7) 航空機・誘導ミサイルに対する防御技術 | (16) 宇宙航行体の観測・追跡技術 | |
| (8) 潜水船に配置される攻撃・防護装置に関する技術 | (17) 量子ドット・超格子構造を有する半導体受光装置等に関する技術 | |
| (9) 音波を用いた位置測定等の技術であって武器に関するもの | (18) 耐タンパ性ハウジングにより計算機の部品等を保護する技術 | |
| | (19) 通信妨害等に関する技術 | |

【我が国の国民生活や経済活動に甚大な被害を及ぼす技術が含まれる分野※】

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (20) ウラン・プルトニウムの同位体分離技術 | (24) ガス弾用組合物に関する技術 |
| (21) 使用済み核燃料の分解・再処理技術 | (25) ガス、粉末等を散布する弾薬等に関する技術 |
| (22) 重水に関する技術 | |
| (23) 核爆発装置に関する技術 | |

<付加要件の充足性>

NEDO委託事業：

出願が「日本版バイドール制度が適用されること」により付加要件が充足される。よって、（１０）～（１９）に該当する場合、保全審査に送付される。

NEDO助成事業：

「日本版バイドール制度」の対象外のため（１０）～（１９）の分野に該当するのみでは保全審査の可能性は低い。

- 付加要件：①～③のいずれかに該当する発明であること。＜令第12条第3項各号＞

① 防衛・軍事 我が国の防衛又は外国の軍事の用に供するための発明 ＜第1号＞

② 国・国研 国又は国立研究開発法人による特許出願（国及び国立研究開発法人以外の者と共同でしたものを除く。）に係る発明 ＜第2号＞

③ 国の委託等

以下のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明 ＜第3号、第4号＞

● 日本版バイドール制度（産業技術力強化法第17条）

産業技術力強化法第17条第1項第1～4号に規定する条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知的財産権について、100%受託者（民間企業等）に帰属せしめる（受託者が特許出願人となりえる）こととする制度。

● 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条

国の委託研究であって、本邦法人と外国法人等が共同して行うものの成果に係る知的財産権について、国がその一部のみを受託者から譲り受けることができる（国と受託者の共同出願となりえる）とする制度。

※内閣府資料「特定技術分野及び付加要件の概要」

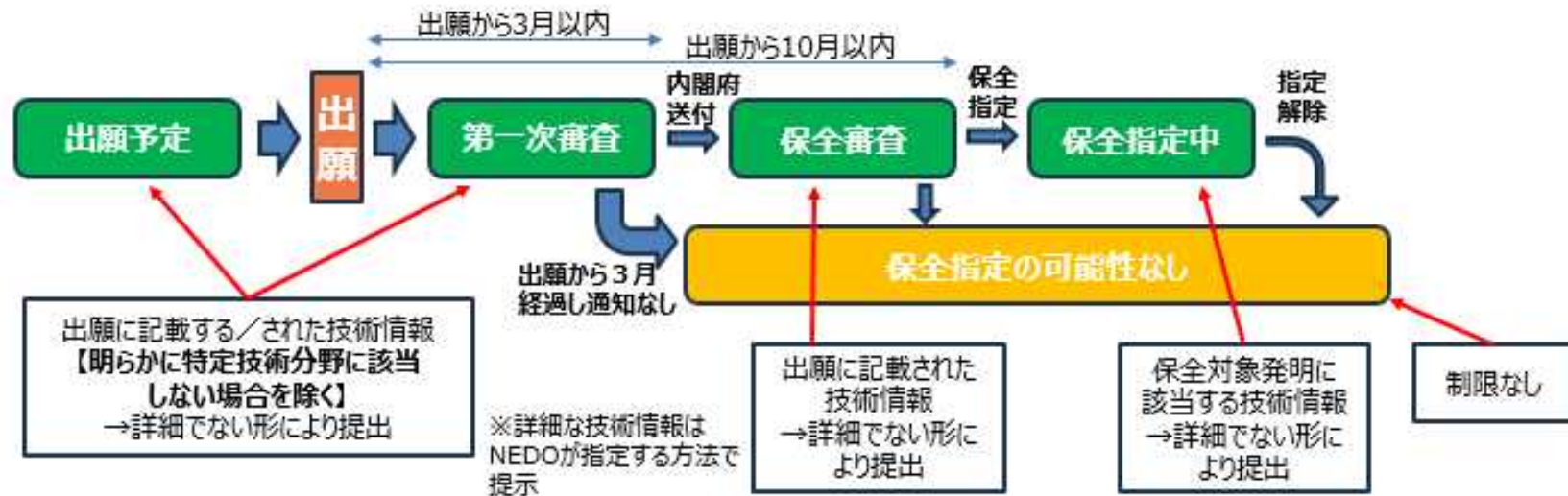
（https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf）より引用

【参考】時系列順で通常の提出が可能な方法の整理

NEDOへの技術情報の提出

- ①特許出願しておらず、出願する予定もない技術情報 → 【制限なし】
 - ②特許出願予定の技術情報、出願後 3 月以内の出願に記載された技術情報
・「明らかに特定技術分野に該当しない場合」に該当 → 【制限なし】
・上記の場合に非該当 → 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ③保全審査中の出願に記載された技術情報
→ 「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ④保全指定中の出願に記載された技術情報
→ 保全対象発明については、「詳細な技術情報」でない形により提出
 - ⑤出願後 3 月経過し通知を受けていない出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
 - ⑥保全審査で保全不要とされた出願に記載された技術情報 → 【制限なし】
- ※NEDOの要請に応じて、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDOの指定する方法で提示

提出：書類をメール等でNEDOに送付
提示：NEDO職員に見せて説明

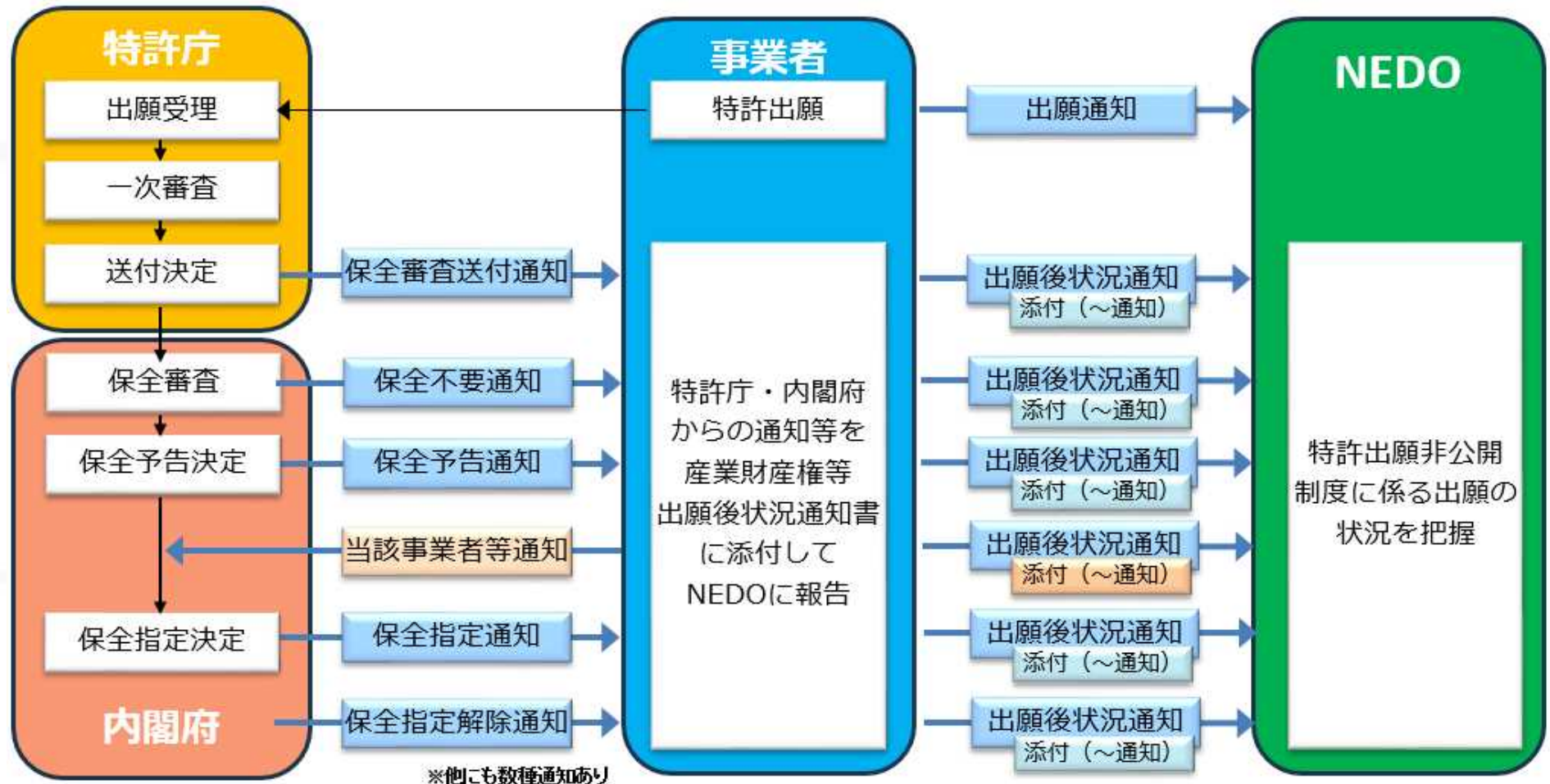


⑥提出不可条件の背景と注意点

- 提出不可条件は、「保全対象発明」と同一の情報（「保全対象発明の内容」を明細書と異なる記載・表現で書き換えた情報等）が、明細書以外の書類、例えば、メールや報告書のような意図しない書類に記載された状態で散逸しないように導入
- 「保全対象発明」と同一の情報と考えられる範囲については、今後実際に保全指定が行われることによって明らかになってくると考えられる点も多く提出不可条件については今後も見直され得る
- 提出不可条件については、公知情報に基づきNEDOで独自に定めたものであって、「この条件に基づき情報の授受を行えば後に保全対象発明となる情報を含めてしまうことは絶対はない」ということを保証するものではない

⑦NEDOへの報告(1)【委託】

- 本制度に関して特許庁又は内閣府から通知を受領した際、及び特許庁又は内閣府に対して申出等を行った際には、遅滞なく、当該通知等を添付して産業財産権等出願後状況通知書を提出することによりNEDOへ報告する
- NEDOは出願の状況を把握し、移転申請の際等に留意



⑦NEDOへの報告(2) 【委託】

【対象となる特許出願】

- 報告義務を知財マネジメント基本方針第10版（2024年1月29日改定）に規定
- 公募時に第10版が提示された委託事業における2024年5月1日以降の特許出願について報告義務あり
- ただし、第10版が提示されていない実施中の委託事業についても、NEDOとして機微な情報を適切に管理できるようにするため、2024年5月1日以降の特許出願については同様の報告を行うよう依頼

【留意点】

- 特に、「保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）」及び「保全指定の通知（法第70条第1項）」の受理についてNEDOに報告する際には、報告の方法についてNEDOに要確認としている（報告に保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が含まれるため）
- NEDOはこれらの報告の際に、保全対象発明が記載された部分を添付しないよう指示し、特にプロジェクトマネジメントに必要な場合以外は保全対象発明の内容の開示を受けなくて良い

【参考】知財マネジメント基本方針の改定 【委託】

■ 知財マネジメント基本方針第10版別紙（抜粋） （2024年1月29日公表）

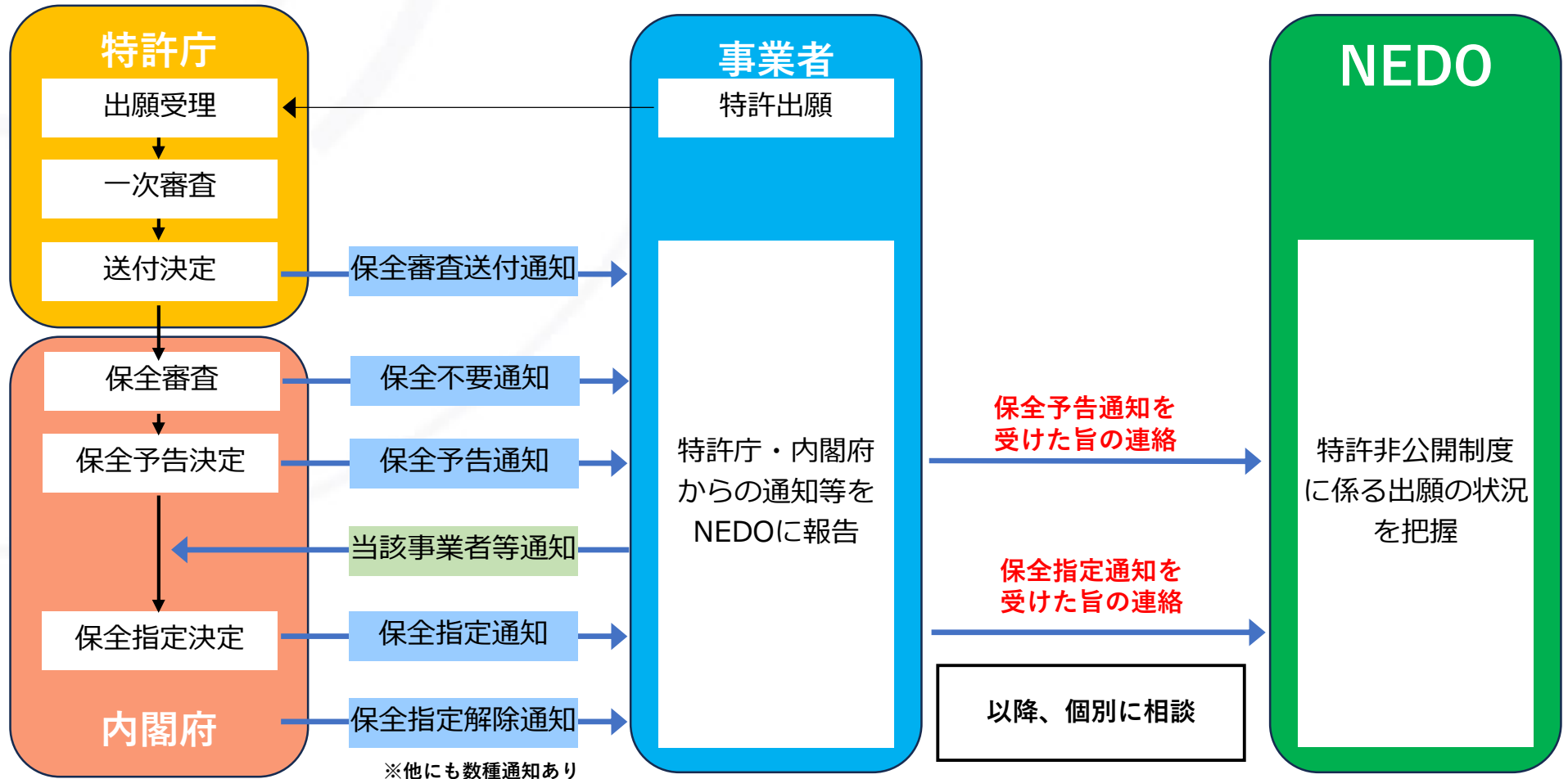
（１）特許出願の非公開制度に関する各通知等への対応

受託者は、フォアグラウンド I P に係る特許出願人として、法に規定される以下の各号に対する通知を受領、及び、書類等を提出した際は、当該受領及び提出の後、遅滞なく、N E D O の指定する様式（産業財産権等出願後状況通知書）により、N E D O に報告するものとする。ただし、通知又は書類等中において、保全対象発明となり得る発明の内容又は保全対象発明の内容が記載されている場合には、報告の方法について事前に N E D O に確認を行う。

- 一 保全審査に付することを求める旨の申出（法第 6 6 条第 2 項）
- 二 内閣総理大臣へ送付をした旨の通知（法第 6 6 条第 3 項）
- 三 申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知（法第 6 6 条第 1 0 項）
- 四 保全対象となり得る発明の内容の通知（法第 6 7 条第 9 項）
- 五 出願を維持する場合の法第 6 7 条第 9 項に規定する書類（法第 6 7 条第 1 0 項）
- 六 保全審査の打ち切りの通知及び打ち切りへの弁明書面(提出した場合)（法第 6 9 条第 2 項）
- 七 保全指定の通知（法第 7 0 条第 1 項）
- 八 保全指定の期間延長の通知（法第 7 0 条第 5 項）
- 九 保全指定を必要としない旨の通知（法第 7 1 条第 1 項）
- 十 保全対象発明の実施許可の申（法第 7 3 条第 2 項）
- 十一 保全対象発明の実施許可の通知（法第 7 3 条第 3 項）
- 十二 保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知（法第 7 3 条第 6 項）
- 十三 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第 7 3 条第 7 項）
- 十四 保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知（法第 7 4 条第 2 項）
- 十五 出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)（法第 7 4 条第 3 項）
- 十六 新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出（法第 7 6 条第 1 項）
- 十七 発明共有事業者の変更の届出（法第 7 6 条第 2 項）
- 十八 保全指定解除又は満了の通知（法第 7 7 条第 2 項）
- 十九 外国出願禁止違反に対する出願却下の通知（法第 7 8 条第 5 項）
- 二十 出願却下の理由への弁明書面(提出した場合)（法第 7 8 条第 6 項）
- 二十一 外国出願禁止かどうかの確認の求め（法第 7 9 条第 1 項）
- 二十二 外国出願が禁止されない旨の回答（法第 7 9 条第 2 項）
- 二十三 外国出願が禁止されるか否かの回答（法第 7 9 条第 4 項）

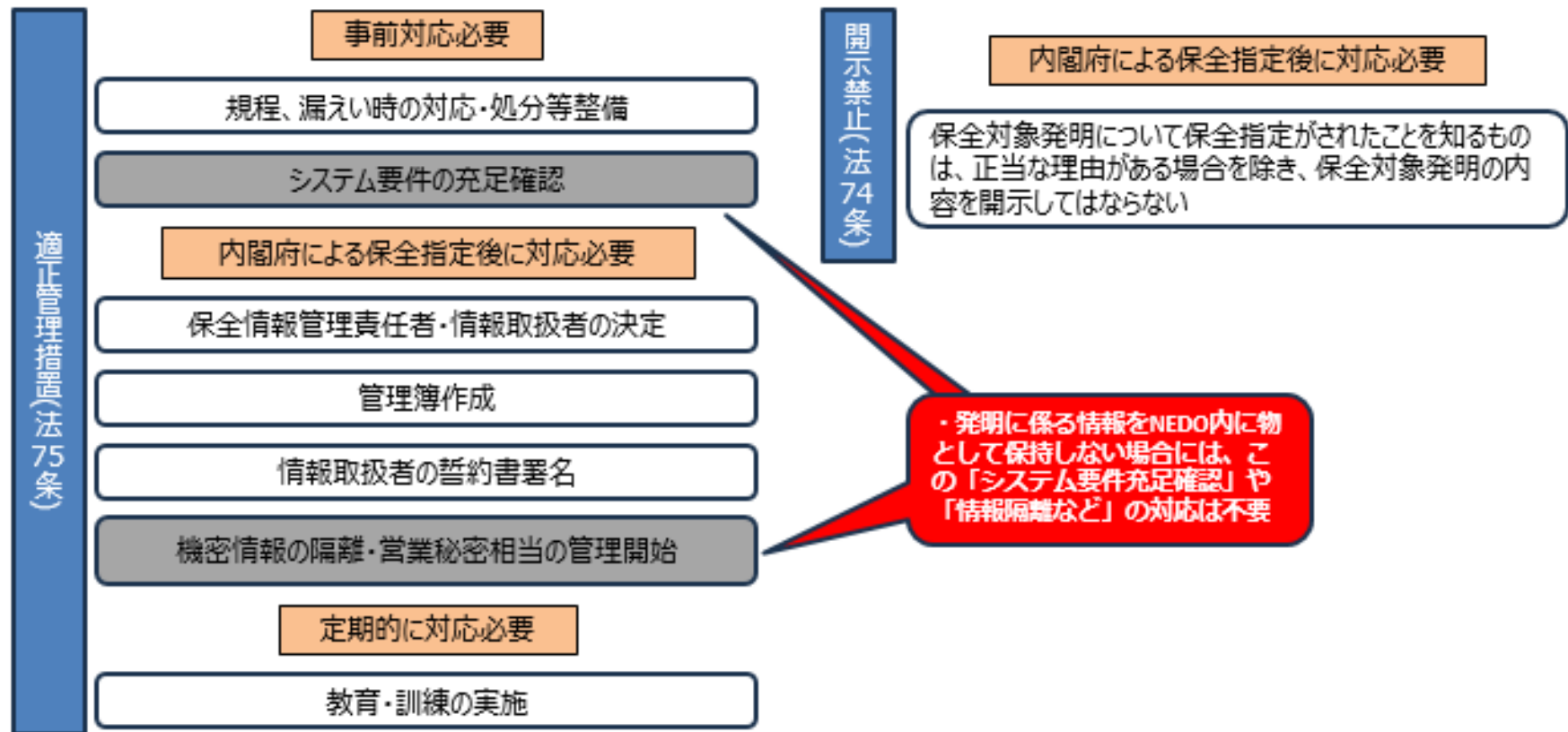
⑧ 保全指定の恐れが発生した場合のNEDOへの連絡【助成】

- 助成事業については日本版バイドール制度の対象ではないため、特許出願の状況について報告する制度はないが、他方で助成事業においてもNEDOは発明共有者となり得る
- したがって、保全指定前の通知のうち「保全予告通知（法第67条第9項）」及び「保全指定通知（法第70条第1項）」をについては受領した場合NEDOへ連絡するよう事業者に依頼している



⑨情報管理に関する規定

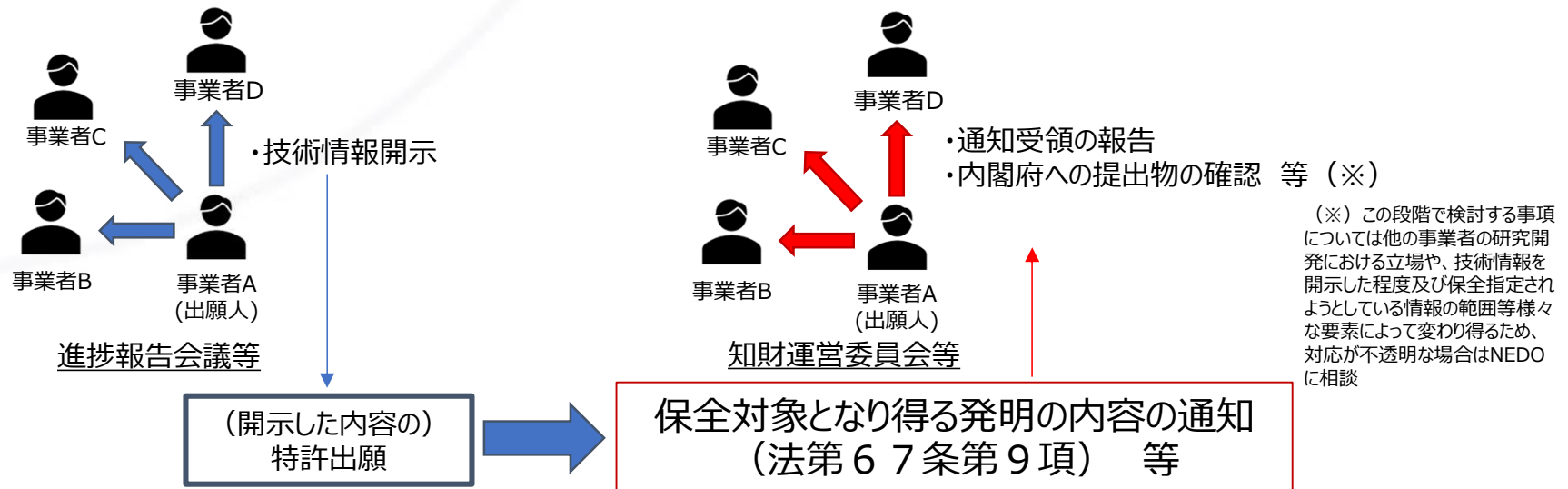
- 本制度では以下の機密管理が求められる
 (法74条) 保全対象発明の内容を知り得た者 → 発明の内容の開示禁止
 (法75条) 特許出願人及び発明共有事業者 → 発明に係る情報の適正管理措置
- 保全指定がされ「発明共有事業者」になった場合、NEDOも適正管理措置が必要
- 発明に係る情報をNEDO内に物として保持しなければ、システム要件や情報の隔離は不要



⑩ 知財運営委員会等での状況の報告【委託】

助成事業では、他のプロジェクト参加者と技術情報の共有を行う場合に対応必要

- 特許出願の非公開制度においては**特許出願以前に情報共有していた内容が、後に保全指定を要するという事態**が起こり得る
- したがって、事業者になくとも以下の点について協力依頼
 - ・（出願人の立場）少なくとも「**保全対象となり得る発明の内容の通知（法第67条第9項）**」及び「**保全指定の通知（法第70条第1項）**」を出願人として受領した場合については、知財運営委員会等を通じて他のプロジェクト参加者への報告
 - ・（出願人の立場）内閣府等への提出物において他のプロジェクト参加者への言及が必要な場合における、他のプロジェクト参加者への事前連絡・確認
- ただし、実際に保全審査の中で保全対象となり得る発明が出てきた場合、状況に応じて対応が異なるものと予想されるため、事業者で判断できない場合等には**NEDOに相談**することを推奨
- 助成事業においても複数者で技術情報の共有を行う場合は同様の対処を行うよう依頼



- 保全指定が行われ、指定特許出願人となった場合における法の下での義務についても遵守していただきますようお願いいたします。
- これらに違反した場合には罰則が科せられ得る点にもご留意ください。

開示禁止義務・適正管理措置・実施制限

- 特に、**自身の出願でなくともプロジェクト参加者の立場で発明共有事業者となった場合、開示禁止義務や適正管理措置の義務を果たす必要がある**ため十分に注意していただきますようお願いいたします。

➡ 義務の内容については、前出のP16-17の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

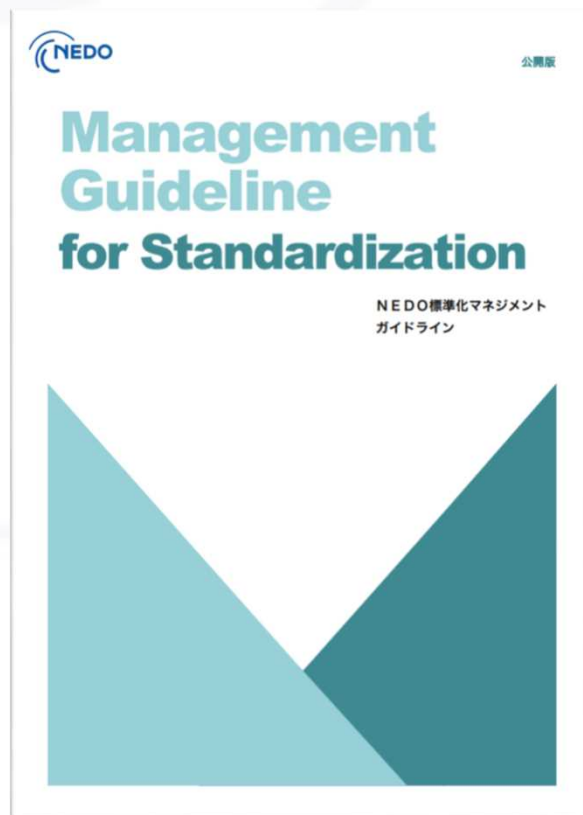
外国出願の禁止

- NEDOの委託事業においては「知財及びデータ合意書」の雛形において海外の市場展開が見込まれる場合であって権利化が必要な場合権利化することを原則としています。したがって、外国出願の機会が多く発生するものと予想されます。
- 外国出願可能かどうかについては、最終的に保全指定されるか否かよりも、**特定技術分野に該当するか否か**が重要になりますので、**特定技術分野に明らかに該当しないという判断が難しい場合には、当該出願が外国出願禁止に該当しないかについて正式な特許庁の判断（確認制度、出願後3月経過等）を得てから外国出願を行うことを強くお勧め**します。

➡ 義務の内容については、前出のP15の他内閣府の公表する資料をご確認ください。

- まずは特許出願及び出願を行う予定の技術分野が「特定技術分野」に該当するか否かについて十分にご注意ください。**特定技術分野に該当しなければ、従来のNEDOプロジェクトでの対応から変える点はほとんどありません。**
- 「特定技術分野」に該当するおそれがある場合には**最終的に保全対象発明にならずとも、外国出願禁止となる場合があります。**外国出願可能な出願であるか否かに不安がある場合、特許庁の確認制度を利用するか、出願後3月待って「特定技術分野の出願ではない」（外国出願禁止の出願ではない）ことを確認した後に、外国出願を実施することを強くお勧めします。
- 特許出願の非公開制度においては違反があった場合**罰則が科せられるケース**が多くあります。本制度で義務づけられている内容は、**特許出願の書類そのものに限らず技術情報の管理全般に影響**しますので自社内、NEDOとの情報共有、プロジェクトに参加する他の企業等との情報共有における情報管理の徹底をお願いします。
- なお、**出願時のエビデンスの提出タイミングの変更（2. ③）は全ての特許出願について一律に変更になります（「特定技術分野」への該当性は関係ありません。）**。ご協力の程お願いいたします。
- また、2024年度の状況に鑑み2025年度以降更にNEDOとしての対応を変更する可能性がある点にご留意ください。

- 研究開発成果の社会実装のためにルール形成・標準化が重要となる場合があります。
- プロジェクトの研究開発項目として標準化が組み込まれていない場合でも、研究開発の内容によっては、プロジェクトの進捗に応じて、ルール形成・標準化について検討することが望ましいです。
- 検討に際しては下記「NEDO標準化マネジメントガイドライン」をご参照いただき、必要でしたらイノベーション戦略センター(TSC) 標準化・知財ユニット(ip-mng@nedo.go.jp)にご相談ください。



【各章の概要】

1. **本ガイドラインについて**：このガイドライン自体の説明
2. **「標準の戦略的活用」を考えるための基本的な情報**：標準化に関する基礎知識の解説
3. **「標準」を特定するための基本的な情報**：「標準」について、どのように考え、どのように対応するかを解説
4. **規格開発マネジメント**：「規格」をつくり、普及する際のマネジメント上のポイントを解説
5. **NEDOプロジェクトにおける「標準の戦略的活用」**：NEDOプロジェクト等における各段階でのやるべきこと等を解説
6. **「標準」関連の組織・制度・ツール紹介**：標準化関連情報（制度等）の紹介等
7. **参考文献・引用情報**：各章の参考・引用資料集、問合せ先

<https://www.nedo.go.jp/library/shiryousmngguideline.html>

■ 前出のページに掲載したNEDOのプロジェクトにおいて、確認・利用頂く各情報のURLを以下にまとめて掲載いたします。

● NEDOホームページ（NEDOプロジェクトの知財・データの各マネジメント関連）

○NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00002.html

- ・ NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針第11版

<https://www.nedo.go.jp/content/100971432.pdf>

- ・ 雛形_知財及びデータ合意書_2024年11月版

(→第11版及び第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100960996.docx>

- ・ 雛形_知財運営委員会運営規則(知財&データ)_2024年11月版

(→第11版及び第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100960997.docx>

- ・ 様式 研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

(→第11版及び第10版での変更無し)

<https://www.nedo.go.jp/content/100947059.docx>

- ・ 特許出願非公開制度へのNEDO事業（委託及び助成）における対応

(→第10版反映して新設)

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/ZZNA_100094.html

○NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukougai/other_CA_00003.html

- ・ NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針 第3版－「委託者指定データ」がない場合－

<https://www.nedo.go.jp/content/100969766.pdf>

- ・ 様式1：データマネジメントプラン届出書（委託）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969767.docx>

- ・ 別紙1：データマネジメントプラン（委託・助成共通）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969768.xlsx>

- ・ 様式2：メタデータ届出書（委託）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969769.docx>

- ・ 別紙2：メタデータ（委託・助成共通）

<https://www.nedo.go.jp/content/100969770.xlsx>

○知財及びデータに関するQ&A（2024年11月版）

<https://www.nedo.go.jp/content/100981335.pdf>

■ 前出のページに参考掲載した経済産業省及びNEDOの各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)の情報が掲載されたURLを以下にまとめて掲載いたします。

● 経済産業省ホームページ

- 「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html

- 「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインとナショプロデータカタログ」

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/datamanagement.html

● NEDOホームページ (参考)

- 業務委託契約標準契約書 (約款、様式及び別表) [2024年3月29日改正版]

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・業務委託契約標準契約書

<https://www.nedo.go.jp/content/100974647.pdf>

・業務委託契約標準契約書 (大学・国立研究開発法人等用)

<https://www.nedo.go.jp/content/100974720.pdf>

- 2024年度版委託業務関連

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

・事務処理マニュアル (2024年4月) [マニュアル全文]

<https://www.nedo.go.jp/content/100974944.pdf>

・事務処理マニュアル (大学・国立研究開発法人等用) [マニュアル全文]

<https://www.nedo.go.jp/content/100974978.pdf>

- 前出のページに参考掲載した内閣府、特許庁の各資料(基本方針・契約書・マニュアル等)の情報が掲載されたURLを以下にまとめて掲載いたします。

<内閣府ホームページ> ⇒内閣府ホームページのリニューアルに応じてURL修正。

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/index.html

○経済安全保障推進法の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf

○特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

○特定技術分野及び付加要件の概要

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

○特許出願の非公開に関する制度の基本指針

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf

○経済安全保障推進法の特許出願の非公開に関する制度のQ & A

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf

○特許出願の非公開に関する制度における適正管理措置に関するガイドライン

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_tekisei_guideline.pdf

<特許庁ホームページ>

○特許出願非公開制度について

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

○特許出願非公開制度についてのQ&A

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html>

○特許出願非公開制度の解説漫画について

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html